

## 情報セキュリティ方針

### 1. 趣旨

岡山理科大学（以下、「本学」）において、ネットワーク・コンピュータを利用した高度情報社会に対応する学術研究・教育活動を推進するためには、情報基盤の整備に加えて、本学の情報資産のセキュリティを機密性、完全性、および可用性の面から確保することが不可欠である。情報セキュリティの大切さを本学の全構成員に十分意識させ、本学の保有する情報資産を確固として守るため、ここに「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」を策定する。

「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」は、故意や偶然という区別に関係なく、本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止、本学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為の抑止、情報資産に関する重要度による分類とそれに見合った管理、情報セキュリティに関する情報取得の支援、これらを行うための管理策である。本学の情報資産を利用する者は、情報セキュリティの重要性を認知し、この「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

他方、「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」の文書群の策定、およびそれらの実施に当る者は、本学構成員の個人情報の開示、あるいは教育・研究・運営活動の制限等が必要最小限に留まるよう配慮しなければならない。

### 2. 「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」の適用範囲

「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」の適用範囲は、本学の情報資産に加えて本学以外の情報機器で本学のネットワークに一時的に接続された情報機器を含む。本学の保有する情報資産および機器は、具体的には「情報の分類と管理に関する対策基準」や「物理的セキュリティに関する対策基準」で規定する範囲である。「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」の対象者は本学の教職員、学生、非常勤教職員、委託事業者、研究生、研究員、来学者等を含む。

#### 2.1 外部委託事業者に対する対応

「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」の適用範囲内で行う作業を、外部委託事業者に依頼する場合には、契約上で遵守すべきセキュリティ管理策を明確にし、セキュリティ事故時の責任に関しても明確にしなければならない。

### 3. 「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」の構成と位置付け

「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」は、以下のような、方針、対策基準、実施手順の3つの階層に分けて策定・管理される文書群により構成される。

#### 3.1 情報セキュリティ方針

情報セキュリティ方針（以下、「方針」）は、「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」の最上位に位置する文書である。この文書は、本学の情報セキュリティ管理における方針を記述したものである。この方針に基づいて、対策基準、実施手順を策定する。

#### 3.2 情報セキュリティ対策基準

情報セキュリティ対策基準（以下、「対策基準」）は、方針の下層に位置する文書である。この

文書は、方針での宣言を受け、項目毎に遵守すべき事項を網羅的に記述する。

### 3.3 情報セキュリティ実施手順

情報セキュリティ実施手順（以下、「実施手順」）は、対策基準の下層に位置する文書である。この文書は、対策基準で記述された事項をより具体的に、配布すべき対象者毎に内容を取捨選択して記述する。

### 3.4 既存の規程との関連

方針は、本学の他の規程と同等の位置付けの文書とする。よって、この文書の改廃は、教授会の議を経て、大学協議会で行う。

### 3.5 その他関連法規

「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」は、関連法規と照らして違反することのないようにしなければならない。また、必要に応じて関連規格に遵守した管理策を導入しなければならない。

関連法規・関連規格を「付録A」に挙げる。

## 4 「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」の開示と開示対象者

「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」の文書群のうち、方針は広く一般に開示することができる。方針以外の文書は、一般には開示しない機密情報として取り扱わなければならない。ただし、開示しなければ業務を遂行できない場合には、機密保持契約を締結した上で、開示を認める場合がある。具体的な開示対象と開示手続きは、文書毎に別に定める。

## 5 体制

本学の情報セキュリティ管理を遂行する体制を以下の通り定める。

役割等の詳細は、「組織・体制に関する対策基準」に規定する。

### 5.1 最高情報セキュリティ責任者

本学の情報セキュリティに関する総括的な意思決定を行い、学内および学外に対する責任を負う最高情報セキュリティ責任者を置く。学長または副学長の中から学長の指名した者がこの任にあたる。

### 5.2 全学ネットワーク運用管理責任者

本学の情報システムが円滑に運用されるように、情報セキュリティの保持と強化のための技術的な調査検討を行うとともに、緊急時の総括的な連絡窓口として機能する。情報処理センター所長がこの任にあたる。

### 5.3 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティ委員会は、「岡山理科大学情報セキュリティ委員会規程」に基づき、本学の情報セキュリティに関し、方針および対策基準の策定ならびに重要事項の決定を行うとともに、

対外的な対応等を行う。

#### 5.4 ネットワーク委員

ネットワーク委員は、「岡山理科大学ネットワーク運用管理規程」および「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」に従って支線の管理、運用および情報セキュリティに関する問題に対応する。

#### 5.5 ネットワーク委員会

ネットワーク委員会は、「岡山理科大学ネットワーク委員会規程」に基づき、本学の情報システムの管理、運用およびセキュリティ管理を実施するための連絡調整ならびにネットワーク委員への技術的助言等の支援を行う。

#### 5.6 情報処理センター

情報処理センターは「岡山理科大学情報処理センター規程」、「岡山理科大学ネットワーク運用管理規程」および「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」に従って、技術的対策の実装、対内外接続の維持・管理を行う。

### 6 . 情報セキュリティ管理

本学の情報資産に関する危機評価、危機管理全般は、情報セキュリティ委員会が行う。

#### 6.1 物理的セキュリティ

情報資産に関わる物理的セキュリティに関しては、「物理的セキュリティに関する対策基準」に規定する。

#### 6.2 技術的セキュリティ

情報資産に関わる技術的セキュリティに関しては、「技術的セキュリティに関する対策基準」に規定する。

#### 6.3 人的セキュリティ

情報資産に関わる人的セキュリティに関しては、「人的セキュリティに関する対策基準」に規定する。

#### 6.4 違反時における罰則

本学は、「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」の違反者に対し、学則および就業規則等に則って厳格な措置をとる。

情報セキュリティ委員会は、「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」に違反した事項の重要度を評価し、関係部署に報告し、審議を求める。

#### 6.5 情報セキュリティ侵害時の対応

本学の情報セキュリティが侵害されたとと思われる事象が判明した場合は、速やかに準備された

対応方法に従って対応しなければならない。

#### 7．教育・啓蒙

本学は、情報資産を扱うすべての者に対し、意識向上と技術レベルの向上の両面から、積極的に情報セキュリティの教育を行う。本学の情報資産に関わる者は、本学が提供する情報セキュリティの教育を受けなければならない。同時に、本学の情報資産に関わる者は、情報セキュリティに関する最新の情報について、自発的に情報セキュリティ委員会に提言することが望ましい。

#### 8．監査・評価

情報セキュリティ委員会は、定期的あるいは必要に応じて、情報セキュリティに対する脅威、脆弱性を洗い出し、その対策を検討し、「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」に反映させなければならない。それらは、監査の結果、情報資産の利用者から届けられた情報、情報セキュリティの脆弱性に関する情報の収集等の活動から得られる情報をもとに行われる場合もある。見直しの頻度・手続きの詳細は「評価・見直しに関する対策基準」に規定する。

#### 9．ポリシーの策定・改廃

「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」の文書群のうち、「方針」は情報セキュリティ委員会が提案し、教授会、大学協議会の議を経て策定・改廃を行う。「対策基準」は情報セキュリティ委員会が策定・改廃を審議・決定する。「実施手順」および本方針の「付録」は情報セキュリティ委員会により指名された者が提案し、情報セキュリティ委員会が策定・改廃を決議する。

#### 10．基本用語の定義

「岡山理科大学情報セキュリティポリシー」における用語は「付録B」に定義する。

#### 11．施行期日

本方針は、平成16年11月1日より施行する。

#### 付録A 関連法規と関連規格

別紙に掲載

#### 付録B 用語の定義

別紙に掲載